

(法令の遵守)

第11条 無人航空機の活用に当たっては、甲乙双方が関係法令を遵守し、適切な使用に努めるものとする。

2 無人航空機の活用に必要な届出等は、乙が行うものとする。

(プライバシーの保護)

第12条 この協定に関する無人航空機による空撮画像等の取扱いについては、国のガイドライン等を参考にして、個人のプライバシーを侵害することのないよう適切に取扱うものとする。

(無人航空機を飛行させる者)

第13条 乙は甲に対して「無人航空機を飛行させる者(資格保持者)」を記載した資格確認書を提出する。

(災害時に備えた技術研鑽)

第14条 甲と乙は、災害時に備えた研究開発や共同研究等の技術研鑽を協議し、たうえで協力して行う。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第16条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

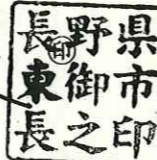
この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年8月27日

甲 東御市 281-2

東御市長

花岡利夫



乙 上田市上田原1073-4

(株式会社みすず総合コンサルタント内)

NPO 法人長野県G空間情報技術協会

会長

増澤延男



## 災害時における無人航空機の 活用に関する協定書

令和2年8月27日

東 御 市

NPO 法人長野県G空間情報技術協会

## 災害時における無人航空機の活用に関する協定

東御市（以下「甲」という。）と NPO 法人長野県 G 空間情報技術協会（以下「乙」という。）は、災害時における無人航空機の活用に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、東御市内に地震、風水害、大火災等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲が情報収集活動等のため乙に対して要請する無人航空機の活用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### （要請内容）

第2条 災害時において、甲が乙に対し要請する内容は、以下のとおりとする。

- (1) 災害現場の撮影及び画像解析等
- (2) 捜索活動等に対する画像提供
- (3) その他、甲と乙が協議し必要と認める事項

### （要請の実施範囲）

第3条 要請の実施範囲は東御市内とする。ただし、甲が特に必要と判断し、東御市外に出動を要請した場合は、特別な理由がない限り、乙はこれに応じるものとする。

### （協力要請及び受諾）

第4条 甲は、情報収集活動等のため無人航空機の活用が必要であると認められる場合は、乙に対して協力を要請するものとする。

- 2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合で文書によるよることができないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。
- 3 乙が災害状況を把握しているにも関わらず、甲から要請がない場合は、乙はその内容について速やかに甲に報告するものとする。

### （協力活動の実施）

第5条 乙は、第4条に基づく要請があった場合は、特別な理由がない限り直ちに撮影対応可能な者を選出の上、甲に報告するものとする。ただし、乙が機体や第三者に損害を与える恐れがあると判断した場合は、乙の判断により飛行を中止することができる。

- 2 活動の指示は、東御市職員のうち甲が指定する者（以下「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
- 3 甲は、前項による指示者を指定したときには、速やかに乙に通知するものとする。
- 4 乙は、市有施設の上空付近を飛行する場合、飛行前に指示者に報告すること。指示者は、乙の報告を受け、市災害対策本部又は市有施設の管理者へ報告するものとする。

### （活動の終了）

第6条 乙は、この協定による活動の終了は、指示者が活動の終了を告げたとき、又は無人航空機による情報収集活動等の続行が不可能となったときとする。

### （活動の報告等）

第7条 乙は、第2条に基づく協力活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに文書により実施した活動内容等を、甲に報告するものとする。

- 2 第2条に基づく協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

### （著作権の譲渡）

第8条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48条）第17条に規定する著作権をいう。）を譲渡する。

- 2 前項の著作権は前条第1項による報告の際に、乙から甲に移転するものとする。
- 3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

### （費用負担等）

第9条 この協定に基づく活動に要した費用は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担するものとする。

### （補償）

第10条 この協定に基づく活動及び訓練に伴って生じた損害及び補償（第三者に対する損害及び補償を含む。）は、甲乙協議のうえ定めるものとする。ただし、明らかに甲の責に帰する原因による損害及び補償については、甲がその責任を負うものとする。

- 2 乙は前項の損害及び補償に備え損害保険に加入するものとし、事前に甲に通知するものとする。